

令和2年度 あさぎり町議会第6回会議会議録（第14号）						
招集年月日	令和2年9月9日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和2年9月18日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和2年9月18日 午後0時02分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷節雄	○	8	山口和幸	○
	2	岩本恭典	○	9	永井英治	○
	3	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	12	溝口峰男	○
	6	小出高明	○	13	森岡勉	○
	7	豊永喜一	○	14	徳永正道	○
議事録署名議員	11番 小見田和行		12番 溝口峰男			
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸		事務局書記 丸山修一			
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	加藤弘	○	教育課長	出田茂	○
	総務課長	土肥克也	○	会計 管理者	田中伸明	○
	企画財政 課長	船津宏	○	農林振興 課長	万江幸一朗	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	深水昌彦	○	建設課長	大藪哲夫	○
	生活福祉 課長	山内悟	○	上下水道 課長	林敬一	○
	高齢福祉 課長	木下尚宏	○	農業委員会 事務局長	山本祐二	○
	健康推進 課長	松本良一	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

### 議事日程（第14号）

日程第 1	認定第 1号	令和元年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2	認定第 2号	令和元年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3	認定第 3号	令和元年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 4号	令和元年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	議案第31号	令和元年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 6	認定第 5号	令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 6号	令和元年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 7号	令和元年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	報告第11号	令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第10	報告第12号	令和元年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
日程第11	報告第13号	令和元年度有限会社あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告について
日程第12	報告第14号	権利の放棄について
日程第13	報告第15号	専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
日程第14	発議第 4号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
日程第15	発議第 5号	「くま川鉄道の復旧」に関する決議案について
追加日程第1	議案第34号	あさぎり町立学校GIGAスクール用端末の買入れについて

---

### 本日の会議に付した事件

日程第 1	認定第 1号	令和元年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2	認定第 2号	令和元年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3	認定第 3号	令和元年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 4号	令和元年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	議案第31号	令和元年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 6	認定第 5号	令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 6号	令和元年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 7号	令和元年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	報告第11号	令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第10	報告第12号	令和元年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
日程第11	報告第13号	令和元年度有限会社あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告について
日程第12	報告第14号	権利の放棄について
日程第13	報告第15号	専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
日程第14	発議第 4号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
日程第15	発議第 5号	「くま川鉄道の復旧」に関する決議案について
追加日程第1	議案第34号	あさぎり町立学校GIGAスクール用端末の買入れについて

---

## 午前10時00分 開 会

- 議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。
- ◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。ここで9月10日の皆越てる子議員の一般質問における答弁の訂正の申し出が建設課長よりあっておりますので、これを許可します。建設課長。
- 建設課長（大藪 哲夫君） おはようございます。9月10日の一般質問におきまして、10番、皆越議員の御質問で、町営住宅使用料の口座振替はどれくらいになっているかとございました。その時に、ほとんどなっておりますと答弁をいたしました。以前から私の思い込みでほとんど口座振込になっていると思い、住宅担当と確認しましたところ、間違いであることがわかりましたので訂正させていただきます。実際の口座振替の率でございますが、56.5%でございました。確認もせず、間違った内容で回答いたしましたことにお詫び申し上げ訂正をさせていただきます。なお、口座振替率が半分程度ということから、これから口座振替をしていただくように推進していきたいと思っております。また、住宅使用料の徴収率が令和元年度悪くなっているということで分析をすべきではという御指摘をいただきました。本日までにとまとめることができませんでしたので、まとめ分析ができましたら、常任委員会、全員協議会で報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

### 日程第1 認定第1号

- ◎議長（徳永 正道君） 日程第1、認定第1号、令和元年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありますか。税務課長。
- 税務課長（那須 正吾君） おはようございます。9月16日の認定の質疑の中で、小見田議員より滞納処分ですね、差し押さえ等の滞納処分を時系列に報告できないかということでした。それで、時系列ことというのはちょっと難しゅうございますので、今お送りしました平成31年度、令和元年度ですけど、滞納処分の状況を御報告申し上げます。左上が財産調査件数でございます、1番目の預貯金調査が4,716件、1番下に合計が7,623件、右側の枠の差押件数、その内ヶ差押えたのが合計で67件ということになっております。以上でございます。
- ◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。
- 農林振興課長（万江 幸一朗君） はい、おはようございます。9月の15日の決算認定の際にですね、7番の豊永議員からお尋ねがありました件について、御報告を追加の答弁をさせていただきます。畜産振興補助金についての内訳というところでお尋ねがありました。申し上げますと、優良家畜導入保留事業補助金の導入事業につきましてはですね、19頭ありまして、不用額が60万円。それから保留事業につきましてはですね、65頭ありまして、不用額が25万円。それから肥育素牛のですね導入事業につきましては、90頭ありまして不用額が20万円。それから、乳用牛の導入事業につきましては、1頭で不用額が10万円。それから、畜産ヘルパー事業補助金につきましては、21戸の利用があつておまして、不用額が34万1,000円。それから畜産環境対策事業補助金は、19件の利用がありまして、不用額が37万8,000円というふうな形で合計の不用額が198万8,000円ということになっております。この件につきましてはですね、昨年度も決算の際に同様の指摘事項が豊永議員からありまして、不用額を残すことがないよう十分に対策を講じ、有効活用をお願いしますということで御指摘をいただいております。平成の30年度につきましてはですね、この内訳について明確にしておりませんでした。ただ31年度、令和元年度の決算分につきましてはですね、それぞれに予算額というものを設定しまして一応管理を行ってまいりました。平成30年度よりも30万9,000円ほどの不用額の改善がなされたということなんですけれども、まだまだかなりの不用額がございますので、今後もですね、ちょっと精査、それからこの事業の推進を図りながら事業

をやってまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） おはようございます。一昨日の6番小出議員より、墓地公園の区画について質問がございました。そのことについてお答えします。また利用者につきまして77名と伝えておりましたが、再度確認したところ数字に誤りがありましたので修正を含めてお答えさせていただきます。墓地公園の区画につきましては、180区画でございます。そのうち町で管理している区画につきましては129区画、利用許可区画につきましては69区画で、現在空き区画が60区画となっております。ちなみにJAで管理されている区画につきましては、180区画のうち51区画、利用区画につきましては14区画で現在空き区画につきましては37区画となっている状況でございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい、おはようございます。はい、9月の16日の決算認定の5番橋本議員からの質問において、ヘルシーランドの実績表の提出をお願いしますということでしたので資料を提出いたします。1ページをご覧いただきたいと思います。上段のほう、平成元年度のヘルシーランドの実績を上げております。上のほうから温泉の利用者の数、それから、利用料の収入、それと売店の売り上げ、食堂の売り上げを示しております。真ん中の枠でございますが、ヘルシーランドの温泉の利用者数ということで、平成の27年度から令和2年度8月までの実績ということで載せております。水色で示してる部分につきましては、一部工事等により休館した部分でございます。黄色の部分につきましては改修工事で休館をした部分でございます。それから令和元年度の数値の中で、1月に9,211人ということで、12月からかけまして人数が増えておりますが、これにつきましては定期券の料金改定の見直し、3カ月1万6,800円を2カ月で8,400円にした効果がここで出ていると感じております。それから、一番下は温華乃遥温泉の利用者数ということで参考資料です。30年度の1月14日から閉めております。2ページをご覧いただきたいと思います。令和元年度のあさぎり町ヘルシーランドの収支決算書でございます。収入につきましては、受託金収入指定管理料が3,800万円、温泉利用料金が2,653万9,630円。食堂が359万7,945円、売店が1,935万6,464円。その他の収入が444万3,055円の収入合計が9,193万7,094円でございます。それから支出のほうでございますが、人件費が2,9008,046円、それから管理費としまして6,061万445円、支出の合計が8,961万8,490円の収支の決算額としましては、231万8,603円という収支額になっております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。補足説明が終わりましたのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です。1点といいますか2点に及ぶかもしれませんが、質疑させていただきます。まず財産の台帳も出ておるところでございますけど、町が30年度の新公会計による公表のですね貸借対照みなした時に、何であの30年度のものを持ってきて今回の総括をするかと申しますと、行政の経営においては継続性がありましてですね、施策も単年度ばかりではなくて、複数年度を視野に策定をされているはずでございますのでお尋ねするわけですけど、資産の中における建物とか工作物、それからインフラの資産のやはり同等な同じものに対しまして、減価償却累計額がもうはなはだ50%を超えるものがほとんどになっておりますし、他の連結全体の貸借対照表も大体類似したような状況ですけど、これらの資産のですね老朽化に備えた基金等との比率を今どう考えて今後の財政運営をされるおつもりか。を一つ聞きたいのが1点でございます。それから昨今のですね自然災害、そしてコロナ関係における避難所等の不足が出てきた場合の公有資産のまた施設の利活用における資産運営ですかね、いろいろ財政的なものもあるし、今後の公共施設管理計画にも及びますけど、その考えはいかががお持ちなのか。この2点を伺いたいと

思います。やはり災害の場合においてですね今回気づいた点が、避難をしようともできないような障害をかかえたお年寄りですね、福祉避難所等が非常に不足しているように感じました。これらを含めて、今後の施設、資産の運用について考えがあってまたすぐ次年度、複数年度に及ぶ予算に反映させる考えがあるのか。そのへんを伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） なかなか難しい問題でありまして、決算認定のお尋ねの折にもちょっとお答えはしたんですけども、確かにあさぎり町は、

合併した関係といいますか町の歴史も古くですね。持ち寄りの資産が多ございますので、老朽化している施設が、かなり持ちこたえているといいますか、保有をしております。ほかの財産管理等の答弁でも、必要に応じてですね。除却処分等は図っていくところでありまして、新たな施設の建設等についても、慎重に取り扱いを行っているというところでありまして。現在、公共施設総合管理計画の全体計画が、ほぼできつつあるところでありまして、これには個別計画といいますか、詳細計画というのが、これから積み上げていくところになるかと思っておりますけれども、それと、他にも上下水道等の経営戦略が、これから策定されると。そのようなデータといいますか、今後の将来計画等を見据えた上でですね。ちょうど折しも、第三次行財政改革が今年度までということで、来年度以降に向けてですね。第4次行財政改革のプランをこれからどのように編成していくかというふうなことに取り組んでいこうというところでありまして、今御指摘のような将来に向けての基金等々とのバランスあたりも踏まえてですね。慎重に計画策定を進めていきたいと思っておりますし、必要に応じて、議会の皆さんにも御意見を伺いながら、あるいは町民の声といいますか、そういうものも反映しながらですね。生かしていきたいというふう考えております。それからもう一つ、コロナとそれから、豪雨災害、豪雨だけではなく、南縁断層の地震の想定もありますので、そのようなものに備えての例えば避難所等についての施設の整備計画あたりについてのお尋ねだろうとは思いますが、前回の台風の時の避難所がですね。かなり多数の方が来られたこともありまして、コロナの対応で、ある程度のスペースが必要だということも、多数の方が来られたときについての避難所の設備対応、施設整備の必要性も実感しましたので、関係課と協議をしましてですね。特に、極寒猛暑の時期の避難所というのは、なかなか大変なことではありますけれども、それに対応して、すべての整備ができるかどうかも含めてですね。今後、検討をしていきたいというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） はい、ありがとうございます。私もそういう方向でいってもらいたいとは思っておるわけですけど、要するにですね。今度の公会計よっての公表はですね。他町村もみんなしてはるはずなんですけど、近隣の上球磨、下球磨の町村のですね。会計の中における財務4表ですかね。4表の比較をされましたですかね。やはりうちの町が、そういうさっき言いましたように結構老朽資産を抱えながら、基金が100億ちょっとぐらいということで、減価償却の累計は、もう数百億に上るようでございますけど、それが果たして健全なのか、他町村はどうなのか。この公会計の公表というのは、他町村と類似団体との比較が容易にできるというツールでございますので、それは、多分されての今後のその行財政改革にも反映するものと思っておりますけど、その辺のところ、郡内でようございます。熊本県内でもいいんですけど、類似しているような団体との比較はされましたか。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） 財務諸表の公開については、その分析をする際に当たっての何といいますか、今議員御指摘のように、当然、ほかの町村のデータもありますので、何といいますか、外観といいますか。ほかの町村の状況については、特に郡市内のところは気になるところでもありますので、作成の途中

で、担当者レベルでは見ながらですね。確認はしながら、あさぎり町との比較は、担当レベルではやっていると申すんですけども、それについて分析したことについてのですね。コメントを出したりとかいうことは、特段今まではやっておりません。それから、県内については、類似団体でよく山都町あたりが、近いところっていうふうなことですね。それと数値比較するとき、類似団体の指数というのは出ておりますので、そことの比較は行っておるところであります。お求めのような何らかのその表現というか、コメントなり、解説なりっていうのをそのホームページ上とか、公表のところを記載しているっていうことはないんですけども、実際にこれを策定している段階ではですね。その分析はやっていると申すところあります。それと今度ですね。第4次行財政改革のプランニングに当たっては、新たなこれまでにちょっと視点を変えたですね。取り組みを行っていかうかなって今、まだ課内での協議の段階ですけども、その辺と今、委員御指摘のようなですね。類似団体だけではなくて、近隣町村とかそういうものとのデータ比較も行いながら策定していければなということ、まだ頭の中にはありますけれども、構想は入れておるところです。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） こういうのをちょっと我々も、まだたいした勉強してないんですけど、負債の部の純資産とのバランスとかですね。いろいろそういうのが、うちの町は32%でございましたけど、こういうのが、例えば合併した町村においてのいろいろ共通課題があると思うんです。先ほど課長がおっしゃっていただいたように、遊休化するような資産も、みんな持ち越して合併している。いろいろな弊害がございますので、合併している町村あたりとの比較、全国的にですね。そういう指数等の改善が見られるところには、それなりの行政的な政策があつてのことだと思いますので、やっぱり今後、行政経営する場合においては、その辺のところのやっぱり優良先進地ですかね。そういうのを比較するには、そういう指数を使うことは、非常に有効だと思いますので、今後、企画財政課長に御奮闘願いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。財務諸表によって、他の市町村、または合併した市町村との比較、そういうものは、やっぱこれからだと思うんです。この財務諸表を使つての数字の表し方というのは、今まだ始まったばかりで、まだデータが全部揃ってないと思うんですよ。企業は、税理士さんとか公認会計士に、いろいろお手伝いをお願いするわけですが、その中で、同一のソフトを使うと、一つの企業ですね。業種ですね。業種の全国の業種が、何万業者ある。その中で、あなたのところの成績は何番目ですというのまで、もうきちっと出ます。そして同じような環境のところと数字の比較まで、もう全部ソフトでやってくれます。ですので、そういうデータが出揃ってくると、当然、もう今、小見田議員が言われるように、同規模の町村あるいは合併町村との比較というのは、もう自然と出てくると申す。だから、それまでにこういう財務諸表の取り扱い方、読み方、その数字が表す意味、そういうものを職員が、きちんとやっぱり勉強していこうということで、今、企画財政だけじゃなくてですね。会計を持つてるのは上下水道もありますし、国民年金もありますので、そういうところも一体になって、もうそういう、あさぎり町が他町村と比べてどうなのか。健全な経営に向かっているのか。どこを改善すべきなのか。そういうのがわかるようなやっぱりシステムをもうこれは、私がもう町長でいる限りは、もうトップに立って、そういうものを構築していこうということで、今担当課と随時打ち合わせを行っております。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 先ほど来、生活福祉課長のほうから、ヘルシーランドの利用者数の表一覧表を出していただきました。1月利用がですね。1月に町と委託業者と利用者の代表で話し合いをしていただいて、利用券に関してはですね。3カ月が1万6,800円が、2カ月は8,400円ということで、利用者数が増加したっていうのは、この表で一目瞭然ですが、今回、このようにですね。一応話し合いは、町と委託

業者と利用者代表の方で話していただきますが、今回の次の8月の台風10号のときの折に災害がありました。その時、ちょっと利用者からお聞きしましたが、30日の台風があった時、それから、その次の日の月曜日が休みになりました。それは、もうあの台風ですから仕方ないです。でも、定休日が水曜日になった時に、事前にそういうのを町がやっぱり把握してですよ。利用者と委託業者と町との担当の人と話をさせていただいて、例えば、月曜日休みなのに、何で水曜日休むというんじゃないに、やっぱり事前にそういう話をして、やっぱりできることなら、月に2回で決めてるんですから、そういうのを考えていただいて、やっぱりやるべしだと思うし、たまには施設もやっぱり私は前から言うんですけど、職員の皆さんにも、やっぱり行っていたら、施設の悪いところとか、そういうのをやっぱり見ていただければなと思いますけど。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） 実績につきましては、このとおりということで、橋本議員言われましたのは、利用者の満足度調査ということで、昨年10月17日の日にですね。利用者の方3名の方と町と指定管理者とセルフモニタリングということで、意見の徴収をしております。その中で、料金改定の話等も、出ましたもんですから、先ほど話出ました定期券、3カ月1万6,800円を2カ月の8,400円としたということで、そういうことによって、1月からの利用者は増えたものと思っております。それから、台風10号が来たときに、月曜日に大型の台風であるということで、前もって月曜日は休館しますというふうな話をもらっております。ただ、1日空けて水曜日が、当然、休館日でした。これは職員さんの勤務のシフトの都合等もあると思います。今後、そういうことが、もう前もってわかるのであれば、ちょっと協議検討してですね。どういうふうなやり方が一番いいのかということは、検討していきたいと思っております。それから、職員の施設の利用ということでございますが、風呂、入浴がですね。非常に好きな方もおられるかもしれん。そうでない方もおられるかもしれませんので、なるべく利用は、できればなあと思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 災害とかですね。そういうことがあれば、町としても協定を結んでいただいましてですね。その日は空けるとか、そういうのもやっぱりやっていただければですね。それこそ7月豪雨のときも災害復旧されて、それを7月豪雨のときなんかはですよ。実際、災害復旧に行かれた方が、それやら須恵の人たちが災害されて、お風呂に入りたくても入れんじやったときがありました。そのときは、休みがもう、そういう時こそ町として話していただいて、開けていただく。その代わり次の日にしてもらおうとか。そういうのは、やっぱり町がやっぱり指導していくっちゃうか、そういうことを考えていただければ、今後の利用促進のなるかなと思いますんで、その旨を町長に聞いてから。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 橋本議員言われるのはよくわかります。ただやっぱり働く人から見たらですね。水曜日に予定を入れてる。もう休みて分かってるから、予定を入れてるのが多いと思うんですよ。それがその台風のせいで、1日を休んだから、3日の日は出勤だよっていうのは、なかなかそういうのは、やっぱり振替は難しいところがあるんじゃないかなとは思っています。でも、議員言われるようにですね。いろいろ利用者の方の利便性を考えて、改善すべきところはないか。定期的に検討会を開いてやっていきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 現在、特別会計等もいろいろございますので、一般会計から特別会計へですね。繰出金であったり、あるいは、形上は負担金とか補助金とかいろんな形で、一般会計から特別会計への俗に言う繰り出しが行われていると思います。その中で、お尋ねしたいことは、公営企業法適用の前提で、繰り出しを、あるいは名目は繰出金であったり、負担金であったりすると思いますが、実質上の繰り出しをされているものの確認をちょっとさせていただければと思いますので、その実際の繰り出し額、さっきから

申し上げてる負担金等も含めてですが、実際の決算額と、それが公営企業法で言うところの繰り出し基準適用で、その差額、そういうのがお分かりの範囲で、教えていただければと思います。併せてちょっと関連しますので、これ特別会計の分ですが、ここでちょっと関連しますので、下水道課長のほうに、一昨日の3日前ですか。この場でも確認しておきました下水道の減債基金の財源についても、この場でちょっと併せて、御報告をいただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい、すいません。ページがちょっと今、何ページであったかちょっと今、探し出せませんが、まず水道事業特別会計の補助金ということで、上げております。決算書のほうで、多分9,805万1,000円ということで上がったかと思っております。これにつきましては、議員、今、申されましたとおり、毎年総務省が示しております繰り出し基準に基づきまして、繰り出しを算出しまして、補助金として繰り出しているところがございます。内容としましては、主に旧簡易水道事業の起債償還元金及び利子を基に、算出をしております。交付税措置があるものです。同じく水道事業で、水道事業特別会計出資金としまして、1億230万9,000円を繰り出しをしております。こちらにつきましては、上水道及び旧簡易水道の起債償還額から、繰り出し基準に基づく先ほど申しましたその補助金分を引いた額を出資金として繰り出しているところです。そのほかにも、一部、水道施設の建設改良に係る経費で、企業債を引いた額を合わせて、出資金として繰り出しているところです。それから、下水道事業特別会計の繰り出しということですが、こちらの昨年度におきましては、まだ企業会計移行以前でございましたので、1本になっておりまして、ちょっとわかりにくうございますので、これ本年度、令和2年度に申しますと、基本的には、先ほどの先ほど説明いたしました水道事業と同様でございまして、総務省の繰り出し基準に基づきまして、補助金を算出しまして、補助金として繰り出しております。また、出資金につきましても、起債償還額や建設改良費を基に算出をしております。本年度の汚水道につきましては、本年度の補助金としまして、2億7,764万9,000円。それから出資金としまして、1億146万円ということで、繰り出しをしております。それから、下水道の減債基金の財源についてということで、後ほど特別会計の中でお答えしようと思っていたところがございますが、今お尋ねいただきましたのであわせて答弁させていただきます。平成22年それ以前のことで、になるかと思いますが、将来の下水道起債償還に対します一般会計の繰り出しが増加することを見込みまして、平成22年度から平成26年度までの5年間で下水道減債基金費としてしまして、初年度2億円、その後毎年度1億円を通常の繰り出しにプラスをしまして、繰り出しをしまして、平成26年度末で6億5,000万円を積み立てたところがございます。そのような形でございますので、財源としましては交付税との一般財源ということになっているところがございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） それでは健康推進課所管分につきまして御説明いたします。まず球磨郡公立病院に関するものとして衛生費のほうで病院事業負担金として支出を行っております。内容としましては普通交付税分としまして児童手当の支出に係るものこれにつきまして726万6,000円。それから特別交付税分としまして、基礎年金拠出金公的負担経費としまして、1,405万5,000円、合わせまして2,168万1,000円を支出いたしております。これにつきましては、これは繰り出し基準に基づく支出ということでお支払いをしているものでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（木下 尚宏君） はい、高齢福祉課のほうでは、いわゆるシルバーエイト負担金ということで、同じく公立多良木病院の介護老人保健施設整備費への企業債の償還金ということで、2,096万2



千円をお支払いをしているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。ありがとうございます。これをですね申しましたのは、公営企業の場合は採算性ともう一つは公共性、ここで問題とか課題にしたいのは私は病院のことでございます。今御報告ありましたそれぞれ例えば例で申し上げますと、下水道債の減債基金は、一般財源であります繰り出し基準とは別枠、要するにそれぞれ目的を持ってやっている中で、公営企業会計、あるいは公営企業の引当適用の場合もございますが、繰り出し基準だけでですねなかなか現状やっていけないそれはもうやむを得ないことと思っております。ただ繰り出し基準というのが、公営企業法上は明確に法的にですね記載されてる。ですから通常基準外とか法定外とかいう形の中で繰り出しをしております。そのこと自体私はやむを得ないというふうに思っております。逆に申し上げますと、公立多良木病院、一部事務組合企業団でございますから、この場で議論するのはちょっとあれですけども、一般会計から負担金等でですね先ほど御報告ありましたとおり支出をしております。これはあさぎり町分ということで限ってなかなか算定も難しいんですが、私が総務省の公にしているデータで確認した範囲ではですね、俗にいう繰り出し基準が平成30年度で4億6,700万です。で、実際支出するのは2億5,000万でございます。恐らく2億1,700万。繰り出し基準に満たっていない。平成30年度は2億800万の公立多良木病院の会計は俗に言う病院会計赤字ということで収支決算で出ております。しかし実際のさっき言いました繰り出し基準を満たしていればですね950万の黒字であります。令和元年度これまだ確定しておりませんので、未確定という前提でございますが、公立多良木病院の会計上収支決算上はですね、病院事業で1億4,000万の赤字でございますが、先ほど申し上げましたまだ未確定ですが、約3億でございます。ここで申し上げたいのは、繰り出し基準というのが明確に国の中で公営企業法上示してある。そして多くの公営企業ですね、現実的には繰り出し基準、同等あるいはそれ以上一般会計から繰り出してしております。それは公営企業がそれぞれ公益性があるから住民サービスを提供するためにやむを得ないということで一般会計から繰り出しをしております現実。先ほど御報告があったとおりです。その一方でですね一部事務組合といえどあさぎり町が開設者の中の1町村として4町村のうちの一つで入っている企業団ではございますが、先ほど申し上げましたように、繰り出し基準を満たしていない支出に抑えるその大きな理由は私が知る限りですけど、以前の一部事務組合時代からのですね交付税算定のルートの中での負担金の計算を堅持している。良くも悪くも。今平成27年度にですね公営企業法のその会計の考え方を国は変えてきております。病院事業に関しましても。それは先ほど言いました繰り出し基準でありまして、その差額をさっき言ったような数字が出ております。その中でですね病院、公的病院として上球磨地域の中であさぎりの住民の方々も、非常に大事にしている病院の経営が繰り出し基準を満たしていない町村からの財政支出それが全てと申しませんが大きな要因の一つである中で赤字ということが表に出ております。多くの住民の皆さん方は赤字で大丈夫なの。私から言わせるとですね大きな理由は、繰り出し基準を満たしてない町村開設者との、開設者である4町村もですね、考え方を若干変えるべきではないかということを私はここで申し上げたいわけでございます。全てをですね100%繰り出し基準を、繰り出し基準を満たすですね支出をすべきかどうかそれは議論があつていいと思うんですけども、もう10年前からの考え方、交付税分を出してるからそれでおしまいというそこで思考停止をしている状態はですね、ここもう5年も6年も続いております。このままでいきますと、こういう場で申し上げてどうかいいかわかりませんが、開設者である町村がそれだけ病院のことを考えてくれないのであれば、我々はあえてここに留まる必要があるんだろうかという発想がですね職員の中にも出てきます。職員さん方は地元出身じゃない方いっぱいおられるんですよ。看護師さんを始め。そういう方々は必要とされていないというふうな認識を持った印象を持たれたらですね、いつでも去って行きます。そういうことを含めてぜひですねこの場であ

えて出しましたのは、そういう状況の中で、決算上の数字の赤字だ赤字だということをそこだけをですね捉えた中での議論で思考停止してたら、私は公立病院が10年近く前の危機とはまた別の意味で大きな危機を迎えるんじゃないかというような心配をしております。ぜひともですねここはもう一度言いますけど、繰り返し基準満額出せとかそういうことではございません。そこは議論があつていいんですが、その辺をきちんと整理した議論をしていかないと、ちょっと困った話になるんじゃないかという大きな危機感を私持っておりますので、これは今もう町長今の私の言いましたことはもう十分御存じだと思いますけれども、あえてこの場で出させていただきます。よろしくをお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、小谷議員のお考えはしっかりと受けとめさせていただきました。この議論につきましては、公立多良木病院の議会あるいは全員協議会との協議の中で、これからも進めさせていただきますと思います。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。他にございませんか。永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい、9番です。防災管理のことに対して質問いたします。地域防災計画がですね、元年度にも修正されておまして、2年度にも修正はされております。その中で水防、重要水防地域とかがですね、その中にうたってあるというか想定してありますけれども、そういったことは今年の豪雨災害でまた変わってくるのかお尋ねをいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。地域防災計画につきましては、毎年度必要に応じて適宜修正をして、防災会議の中で協議、承認をいただいているものでございます。重点水防地域等につきましても、特に今年度は大きな浸水被害が出ました。そのメカニズムといいますか仕組みについても県のほうで今調査をしております。また、県管理の河川につきましても、最大想定浸水区域について調査を行って今年度公表をされると聞いております。そういうさまざまな状況またはデータ等をしっかりと確認して、この地域防災計画には盛り込んでいきたいというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい、この地域防災計画の中でですねほんとにあの資料とかいろいろ見てみますと、よく調べられて当たり前のことですが、浸水が想定される所、何メーターから何メーターまでの浸水が想定される所とかですね、いわばそのとおりの災害が出ていると思っております。要は、こういう地域防災計画立てられて、そういう想定がありますよという地域住民の方への周知もなされては100%じゃないですけどもおられますし、そういった計画自体は大変素晴らしい計画ができておると思います。そしてまた毎年度ですね修正を加えられて、私が町長でもいいです。町長でいいです。私が言いたいのは、こういう計画がそのままもう謳うだけの計画であつて、ですね、要は、この災害から住民を守るために、本当にこの計画に沿って何か手を打っていかうと、それが町が手が届かないならば国県も動かしてとにかく災害がない町にしようと、これからですね、そういったところのお考えないしお覚悟をお聞きしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。本当に大きな災害に今回遭いまして、地域住民の方の不安も大きいものがあると思います。これまでの担当が積み上げてきたもの、それだけでは対応できないものもあると思います。まずは今年度は国土強靱化計画の中で、防災減災の取り組みも始めてます。また今回の7月豪雨を受けて、そのあとに危機管理監も来てくれましたので、また危機管理監のもとですね、また新しい取り組みもしたいと思います。それから今担当課と一緒にやってるのはやっぱり検証です。今回の災害の検証。どういうふ

うな出水のメカニズムとかですね。これについても県からの資料をもらいながらまとめていって、そしてやはり先ほど言われましたように県管理の河川、国管理の河川、あるいは我々町が管理する河川、そういうものについてのやはり防災減災のための強靱化をどう取り組んでいくか、そういうものをしっかりと計画を立てまして、そして県・国にしっかりと訴えていって、災害が少ない、万が一災害があっても少ない被害で抑えられるように、そういう取り組みはしっかりとやっていきたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これから認定第1号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

## 日程第2 認定第2号

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、認定第2号、令和元年度あさぎり町国民健康保険税保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これから認定第2号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

## 日程第3 認定第3号

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、認定第3号、令和元年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これから認定第3号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

#### 日程第4 認定第4号

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、認定第4号、令和元年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これから認定第4号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定をしました。

#### 日程第5 議案第第31号

◎議長（徳永 正道君） 日程第5、議案第第31号、令和元年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。それでは、11番議員からお尋ねがございました各水道施設の維持管理に要する費用につきまして、ただいま通知しました資料のとおりでございますので、よろしく願いいたします。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 補足説明が終わりましたので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 水道事業のですね機械及び装置のですねもう減価償却率が88%に達しておるようでございますけど、今後の更新について水道事業経営戦略の中においてですね、これの老朽化した部分に関してはどのようになされていくのか。給水人口も減ってくると思うんですけど、それについてのお考えはどのように今お考えでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。確かに老朽化した施設もございます。管路等につきましては、今上水道、旧簡易水道統合いたしまして、旧簡易水道が比較的その管路等につきましては新しいような状況でございましたので、管路につきましては今現状では比較的新しくなっております。ただそれ以外の浄水場始め各施設につきましてはかなり老朽化も見られております。これまでもお話もしておりますが、今後長期的に御意見いただきましたとおり、人口減少で収入も減ってくるという中でございますので、施設の先々施設の統廃合等も計画いたしまして取り組んでいく必要があるというふうに考えております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 実はこの表お願いいたしましたのはそこでありまして、浄水場とかいろいろこういう施設の中における施設、機械等の老朽化だと思うものですから、管路はわりと減価償却率が余り高くございませんけど、こういうところで結局上水、また水源の中の機械及び装置の老朽化、いずれは事業戦略の中において、この辺の浄水場あたりの統廃合というのはもちろんお考えだと思うんですけど、やはりこ

ういうランニングコストあたりを比較されて今後考えていかれると思うんですけど、言いましたように、新しい水源等の活用を生かしてですね、それとかもうできるだけ少ないところに関しては地下水の専用水道とかの利用も視野に入れながら事業戦略を練っていただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。今御意見いただいておりますとおり、ランニングコストですね、今ご覧いただいたとおり非常に施設によりまして、費用もたくさん施設を有する浄水場もございますので、そういったところはもうどうしても費用も高くなっております。一方でその耐用年数なりあるいはその施設の実際の稼働状況なりというのがもう本当にそこ浄水場ごとにそれぞれの状況がございまして、ほんとにどちらを優先していくべきかということは今考えておりますけども非常に悩ましいところではございます。そのような状況ではございますが、ここに示しておりますこのランニングコスト等も十分に検討しながら、今後の整備を考えていきたいと思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これから議案第31号を採決します。本案は原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第31号は原案可決及び認定することに決定しました。

## 日程第6 認定第5号

◎議長（徳永 正道君） 日程第6、認定第5号、令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありますか。上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。それでは、ただいまお送りした、お送りしておりますのが、下水道の賦課漏れの徴収状況ということでございます。この件につきましては賦課漏れが判明をしました場合には、昨年度まで建設経済常任委員会で報告させていただきまして毎月例月出納検査の際に監査委員に収納状況を報告しているところでございますが、議会への状況報告ができておりませんでしたので大変遅くなりましたが、この機会に報告させていただくものでございます。お手元の資料では賦課漏れを調定した年度ごとに集計をしたものでございます。賦課漏れとなった世帯におかれましては、納付につきましては非常によく御理解をいただきまして、ほぼ計画どおりに納入をいただいております。未納者集計という欄にも数字が上がっておりますけれども、これは納入いただけていないということではなくて、分割納付の残がありますということでございます。令和元年度におきましては、常任委員会で4件の賦課漏れを報告させていただきました。4件中3件が合併以前の案件でございまして、下水道使用開始届などの書類は出されておりましたが、下水道システムに登録がなされておらず賦課漏れとなっていたものでございます。例を挙げますと、御自宅と借家をお持ちで、御自宅と借家の分と同時にほぼ同じ内容の使用開始届が出されておりました、確認不足であろうと推測しますが、借家の分の登録がなされていなかったとか、そういった例を挙げますとそういったものでございます。いずれも昨年度免田東地区を再調査しまして、台帳照合と現地調査によって判明した案件でございます。また元年度報告いたしました4件中1件につきましては井戸水を使用されておりました、判明後に町の水道メーターを設置させていただいて、数カ月間の数量によって過去5カ年分

の料金を算出しております。本年度で納付の御相談をしているところでございます。下水道料金の賦課漏れにつきまして、追加の説明をさせていただきました。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 補足説明が終わりましたのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これから認定第5号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

#### 日程第7 認定第6号

◎議長（徳永 正道君） 日程第7、認定第6号、令和元年度球磨郡障害者認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これから認定第6号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

#### 日程第8 認定第7号

◎議長（徳永 正道君） 日程第8、認定第7号、令和元年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これから認定第7号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

#### 日程第9 報告第11号～日程第10 報告第12号

◎議長（徳永 正道君） 日程第9、報告第11号、令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてと日程第10報告第12号、令和元年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告についてまでを関連がありますので一括議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第11号、令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。地方公共

団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断基準をあさぎり町監査委員の財政健全化判断比率等審査意見書をつけて次のとおり提出します。報告第12号、令和元年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく公営企業資金不足比率をあさぎり町監査委員の公営企業資金不足比率審査意見書をつけて次のとおり提出します。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。それでは、報告第11号、報告第12号について説明させていただきます。まず、報告第11号、令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告ですが、わかりやすいと思いますので、3ページをご覧くださいと思います。3ページの審査意見書の下の方の表で説明をいたします。最初に実質赤字比率です。これは一般会計等を対象とした実質赤字の比率をあらわすものでございますが、計算方法としましては、歳入総額から歳出総額を引いて、それから翌年度繰越額を引いたもの、これが実質収支となりますが、この実質収支の標準財政規模に対する比率となります。国で定められた早期健全化基準というのがございまして、14.31%となっておりますが、本町は赤字ではありませんので、ここには数値が上がってきておりません。次に連結実質赤字比率ですけれども、これは全会計を対象としたところで、実質赤字額または資金の不足額、これが標準財政規模に対してどれだけを占めているかというものをあらわしております。この早期健全化基準は19.31%となっておりますが、本町におきましては赤字がありませんので、ここにも数値は上がってきていないところでございます。その下、実質公債比率でございます。これは一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。これは早期健全化基準としましては25%となっております。本町は8.3%でございます。基準内に入っているところでございます。それから将来負担比率でございますが、早期健全化基準が市町村の場合は350%と決められておりまして、将来負担額が標準財政規模等に占める割合を示す数値でございますが、本年度は本町の場合将来負担額が充当可能財源を差し引いた値がマイナスとなりましたので数値が上がってこないということになったところです。続きまして報告第12号になります。令和元年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告についてですが、こちらについても3ページの審査意見書の下段の表で説明をいたしますので3ページのほうをご覧ください。この表の公営企業の資金不足比率でございますが、経営健全化基準というものがありまして、20%の範囲内に入っているかどうかというのを見ております。対象事業としましては、水道事業特別会計及び下水道事業特別会計でございますが、本町の場合いずれも黒字でございます。赤字が出ておりませんので、ここには数値が上がっていないところでございます。以上、報告第11号、第12号について報告いたします。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告第11号及び12号を終わります。

### 日程第11 報告第13号

日程第11、報告第13号、令和元年度有限会社あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第13号、令和元年度有限会社あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和元年度有限会社あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告について別紙のとおり提出します。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。それでは報告13号、有限会社あさぎり町ふるさと振興社の経営状況報告について御説明いたします。3ページをお開きください。まず貸借対照表の説明をいたしますが、まず左側の枠、資産の部、流動資産、2,052万7,421、詳細につきましてはその下に記載しております。固定資産203万8,620、詳細につきましてはその下に記載しております。資産の部の合計が2,256万6,041、次に右側の枠になります。負債の部の流動資産、流動負債が、851万7,731、詳細につきましてはその下に記載しております。固定負債につきましてはゼロです。負債の部の合計が851万7,731、次に純資産の部の資本金900万に利益剰余金504万8,310を足して、純資産の部の合計が1,404万8,310、負債純資産の部の合計が2,256万6,041となります。続きまして次のページになりますが、損益計算書になります。1番右側の欄を読み上げていきます。1の売上高8,355万7,796、前年度比較いたしますと、2,965万8,998の増です。売上原価が7,231万6,349。前年度比較で3,045万1,546の増です。差し引きの売り上げ純利益が1,124万1,447、前年度比較で79万2,548の減です。販売費及び一般管理費が3,656万802、前年度比較で198万5,985の減です。売上総利益を差し引きますと2,531万9,355が営業損失となります。営業外収益につきましては、町の助成金、委託料などが雑収入としてなりますが、その合計が3,213万3,525。前年度比較いたしますと、608万1,961の増になります。以上の経常利益が681万4,170。前年度比較しますと、727万5,398の増になります。そして税引き前登記純利益が681万4,170。そして法人税住民税及び事業税が162万1,500。当期純利益が519万2,670という結果であります。なお部門別の資料につきましては説明させていただきます。ただいまお手元に部門別の資料が届いたと思いますが、左側の枠につきましては、損益計算書で説明したとおりであります。部門別といたしまして、本社営業販売、これはふるさと納税を含むということですが、そしてごみ袋、ネット販売、加工場、販路開拓というふうに分けております。なお昨年までこの欄に物産館がございました。そして加工場につきましては、営業販売に含まれておりましたけれども、本年度よりこういう形で分けております。まず営業販売、ふるさと納税の売り上げの5,569万5,594。このうちふるさと納税分につきましては4,855万8,781ということで、約87%がふるさと納税の売り上げということになっております。ですから営業販売につきましては前年度比較いたしますと、ふるさと納税だけの比較になりますが、3,225万7,807が売り上げとして増額している状況です。次にごみ袋につきましては、売り上げが773万5,900となっておりますが、前年度比較しますと88万4,974の増となっております。次にネット販売につきましては、売り上げが1,143万2,256となっておりますが、前年度比較しますと467万4,571の増となっております。なお加工場につきましては、869万4,046となっておりますが主な収入につきましては、みそ加工関係で250万、豆乳関係で150万、そして豆腐ハンバーグで120万程度の収入となっております。なお支出につきましては、このように振り分けておるところです。4枠目に雑収入、⑰助成金⑱委託料とありますが、この説明をしておきますが、助成金の本社分で150万とありますが、これにつきましては、町からの運営助成金になります。そして販路開拓で1,124万7,621とありますけれども、販路開拓強化事業補助金として、山村振興交付金を含めたところでの助成金になります。次に委託料で、営業販売のところ1,425万5,497とありますが、これがふるさと納税返礼品業務委託料になります。そして加工場で490万9,000。これにつきましては農産加工センターの指定管理委託料となります。以上、部門別につきましては概略説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。この表を貸借対照表を見てもですね思ったのは、もったいない税金を納めておられるなていうことをまずは感じました。160万の税金です。この会社を見ると、町の補助金



と委託料が大半を占めているわけですね。私は合法的な節税っていうのは、会社は当然するべきと思うんです。決算前には民間であれば、1年間分利益が出るとそれは従業員が頑張った証として決算賞与を出したりやはりそういう形で節税をしていくわけですね。そして働く人たちに対しての労いをしていくわけです。しかしながらここは補助金と委託ですから、そういう特別な手当というのは出すことはできませんけれども、やはりしっかりと毎月毎月の計算収支計算をしっかりしていくと私は決算の段階で、3月31日の段階でどれだけの利益が出るということはしっかり出てくるはずですね。それに合わせて税金が出てくるんですけども、私は委託料であったり補助金ですから、その辺はですねかんみして私は町に移管、返金をすると。私はそういうやり方を私はすべきではなかったのかなと思うんですよ。1回戻ってくればですねそれは本会計の中でどこかの段階で基金にするとか、あるいはふるさと振興社に対する支援ができる形をそこはプールするとか、何もかも一般会計に入れてしまうんじゃないくて、やはり私は方法を考えないと、町の町民の税金が一生懸命頑張って補助金で出したものがそっくりそのまま今度は事業税で取られていくということにはどうしても私は理解できないんですよ。その辺のあり方というのは考えられるべきではないのかなと思いますけれども。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。おっしゃるところも一つの考え方だと思います。担当課長からですね、利益が出るから町からの150万の補助金は返済返却しましょうかという相談は私にありました。しかし私はもう来年100万、今年度ですね。来年度は50万ともういづれなくなる補助金だからもうそのまま受け取って、そしてやっぱり企業ですから税金をする。それも一つの社会的役割です。やはりそれによってやっぱり働く従業員もモチベーションが上がると思います。町も税収で潤ってるわけですから、そういう意味で今回の税金が多かった少なかったかそこ辺の判断もありますが、私はある程度の税金をやはり出すような税金を払うような利益を上げていく。そういう企業を目指そうということで今回はこういう判断をさせてもらって決算報告に至ったわけですが、本当に溝口議員が言われることも確かですので、今診断士もまだ継続して経営指導をやってもらってますので、会計年度におさまるうちにですね、きちっとしたどのぐらいの利益が出るかっていうのを把握しながら経営はやっていきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 確かに会社ですから、そういう考え方というのは大事なところだと思います。しかしながらこの中身を見るとですね、私は販路開拓でも加工場でも自社で一生懸命頑張ってる部分がこれだけのパーセントで売り上げが伸びて利益が上がってるんだとしたら、それはもう会社としての努力として評価をしていかなきゃいかん。しかしふるさと納税の委託という話が大半を占めている部分ですから、その辺は私は純粋な民間の経営とはまた違うんじゃないのかなと思います。ですから、返金されたからそれを一般会計で使うんじゃないくて、努力された部分については、だから申し上げたように一般会計の中でその支援ができるような費目をつくって、やっぱりしとくべきだと私は思うんです。そしてやっぱり経営ですから、次の段階で赤字になる可能性だってあるわけですね。だからそんな時はほんなら町から応援してあげにゃいかん部分が、だからそういった時にそれができるようにはやっぱり使えるようにしとけば、なんも一般会計の財源から投入する必要はないんで、もう少しその辺は今後ですね考えられたほうがいいんじゃないのかなというふうに思いました。というのは商工会のほうも駐車場経営の補助金を出しますが、余分なお金があれば返金してますね。一般会計に納入してます。ですからそういうふうな形がとれるわけですから、もう少しそのかわりですよ、それを見るだけに会計処理ですよ。事務処理、多分に今できてないという話を私は聞いてますんで、今後経営診断が入りましたんでその辺は指摘がなされておるんだと思います。ですからそこをしっかりしていかないと、そういう手法もとれません。ですから今後の課題として申し上げたいと思

います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。事務処理がもし遅れているのであればですね私もしっかりと指導していきたいと思います。診断士のほうの診断結果も聞きながらですね、経営健全に向かっていきたいし、いずれはふるさと振興社も独立した会社を目指していくべきだと思いますので、そういう中長期的なものも見ながら、人材も育成しながら、やはり従業員のモチベーションというものを考えながらやっていきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。ふるさと振興社につきましてはですね、やはり4月5月の資金繰りに非常に毎年苦慮している状況が続いておりました。今回こういう内部留保したのはですねやはりふるさと納税の動きが非常に見えにくいと。要するに3月4月5月のふるさと納税が増えますとそれだけ返礼品の発送が増えるということで、やはり内部留保的な資金は必要だろうということもあってですね利用したわけですけれども、現に4月5月6月の今年ですね、ふるさと納税の返礼品の商品仕入れっていうのが1,000万を超える状況でしたので、非常にこの内部留保のおかげで経常上助かったという感じは持っております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告第13号を終わります。

#### 日程第12 報告第14号

◎議長（徳永 正道君） 日程第12、報告第14号、権利の放棄についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第14号、権利の放棄について提案いたします。次のとおり権利を放棄したいので報告します。提案理由を申し上げます。権利の放棄についてあさぎり町債権管理条例第8条の規定により議会に報告する必要があるためです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。それでは報告第14号につきまして御説明させていただきます。1権利の内容、水道料金債権でございます。2放棄する債権額等、1件数1件、2債権額3万720円。3放棄の理由としましては、あさぎり町債権管理条例第7条第1項第1号、債務者が著しい生活困窮状態にあり、債権回収が著しく困難不能であると認められたものでございます。放棄の時期としましては、放棄決裁の日となっております、令和2年3月30日となっております。以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告第14号を終わります。

#### 日程第13 報告第15号

◎議長（徳永 正道君） 日程第13、報告第15号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてを議題とします。執行部からの説明を、執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第15号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について報告いたします。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。令和2年9月8日提出、あさぎり町長尾鷹一範。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。それでは報告第15号について御説明いたします。はい、2ページをご覧くださいと思います。専決第11号、専決処分根拠につきましては省略させていただきます。和解及び損害賠償の額を定めることについて、次のとおり和解し損害賠償の額を定めることとする。1相手方、記載の方でございます。以降につきましては次ページの資料により御説明いたします。1事故発生施設あさぎり町岡原北試掘井戸でございます。2事故の発生状況。令和2年7月豪雨により岡原第1浄水場及び周辺施設が被災し、5日早朝から断水、町は6日夜から応急的に試掘井戸を活用し給水開始、7日夕方井戸周辺の住宅から濁り水が出るとの情報があり、相手方住宅からも濁り水が出、8日にはお湯が出なくなったことから修理業者を手配給湯器の逃がし弁内部への砂泥混入による故障と判定されたものでございます。3事故の原因。長期間の断水が想定されたため、平成23年度に町が試掘した井戸を活用して取り急ぎ給水しましたが、サーベイ等の除去状況が不十分で給湯器代に購入し、故障させたものでございます。4事故の損害額、相手方ヒートポンプ式給湯器修理額2万4,695円。5事故の責任割合町が100%でございます。6損害賠償額2万4,695円でございます。7損害賠償の補てんは、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により全額補てんされるものでございます。8和解事項、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関して裁判上または裁判外において一切の異議及び請求をしないことを誓約し示談を誓約させることとします。9町の対策、濁りが見られた井戸水を消火栓から十分に排水し、砂泥等の除去を行いました。濁りの解消が、直ちに水質検査を行い、水道法水質基準に適合している旨を告知放送及び回覧により周知を行ったところでございます。説明は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告第15号を終わります。

#### 日程第14 発議第4号

◎議長（徳永 正道君） 日程第14、発議第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方財源地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。発議第4号は、会議規則第35条第2項の規定によって趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって発議第4号は、趣旨説明を省略することに決定しました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。したがって発議第4号は趣旨説明を省略することに決定しました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。すいません、失礼しました。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第15 発議第5号

◎議長（徳永 正道君） 日程第15、くま川鉄道の復旧についてに関する決議案についてを議題とします。

本案について提出者の趣旨説明を求めます。12番、溝口峰男議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 発議第5号、令和2年9月18日、あさぎり町議会議長徳永正道様、提出者あさぎり町議会議員溝口峰男。賛成者永井英治。くま川鉄道の復旧に関する決議案。上記の議案を別紙のとおり会議規則第10条第2項の規定により提出します。提案理由。令和2年7月豪雨により全車両が浸水し、球磨川第4橋梁が流失、同省やホーム及び線路の流出、また至るところで土砂の堆積で被害は甚大であります。先の取締役会に熊本県が作成したくま川鉄道災害復旧計画が示され、災害復旧費が約46億円と見積もられています。しかし、復旧後の事業計画や収支計画も示されず、取締役会では反対意見がある中、従前のくま川鉄道での復旧を承認されました。あさぎり町議会は今後のくま川鉄道への運営費補助にも大きく影響することから、復旧後の事業計画や収支計画、また産交バスのあり方及びバス交通システム等もあわせて慎重に検討し、町民の理解と協力をされるよう結論を出すべきであります。よってここにくま川鉄道の復旧については広く地域住民の意見を聞き、集約されますよう決議を提出いたします。続いて裏面ありますが朗読させていただきます。くま川鉄道の復旧に関する決議。令和2年7月豪雨により全車両が浸水し、熊川第4橋梁が流出、道床やホーム及び線路の流出、また至るところで土砂の堆積で被害は甚大であります。その中であって、もとい豪雨災害の治水対策も決まらない中、先の取締役会に熊本県が作成したくま川鉄道災害復旧計画が示され、災害復旧費が約46億円、補助率国2分の1、地方2分の1、（補助災害復旧事業債、交付税措置率95%充当可能）の資料をもとに、従前のくま川鉄道によって復旧することを反対意見がある中で承認されましたが、復旧後の事業計画や収支計画も検討されずに結論を出されたことには、余りにも拙速過ぎるのではないのでしょうか。現在あさぎり町のくま川鉄道運営費補助は、令和2年度2,339万8,000円を支出いたしております。あわせて産交バスへの補助は2,757万4,000円と1市9町村で双方合わせて2億9,603万1,000円の支出となっております。くま川鉄道は平成25年、26年度に田園シンフォニー観光列車化に3億4,440万円をふるさと市町村圏基金から支出し車両更新をいたしました。市町村の補助金は車両更新以前より増額となっており、更新後の経営状況を精査する必要があると考えます。くま川鉄道の復旧復興については、くま川鉄道の経営の安定なくしてはなしえないものと考えます。そのためには産交バスのあり方及びバス交通システム等もあわせて慎重に検討し、住民の理解と協力を得ることが重要であります。よってくま川鉄道の復旧について、人吉球磨の活性化につながるプランを学術的専門家や鉄道の専門家、国県市町村の担当者、議会住民代表等による仮称くま川鉄道再興プラン策定委員会等を設置され、多角的に協議いただくよう決議いたします。令和2年9月18日、あさぎり町議会議長徳永正道。くま川鉄道株式会社代表取締役会長松岡隼人様。取締役社長永江友二様。以上でございます。

○議長（徳永 正道君） 主旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

○議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（徳永 正道君） お諮りします。ただいま尾鷹町長から議案第34号あさぎり町立学校ギガスクール用端末の買い入れについてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思

います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。議案第34号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

### 追加日程第1 議案第34号

◎議長(徳永 正道君) 追加日程第1、議案第34号あさぎり町立学校ギガスクール用端末の買い入れについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第34号、あさぎり町立学校ギガスクール用端末買い入れについて提案いたします。あさぎり町立学校ギガスクール用端末について、次の通り買い入れるものとする。令和2年9月18日提出、あさぎり町長尾鷹一範。買い入れ物件あさぎり町立学校ギガスクール用端末、内訳タブレット端末1,419台。納品納入場所、球磨郡あさぎり町町立小中学校、買い入れ価格七千六百四十六千五十五円。契約の相手方、熊本市東区尾ノ上1-6-1、富士ゼロックス熊本株式会社、営業統括部長只熊圭一、契約の方法、熊本県共同調達にかかる一般競争入札。提案理由を申し上げます。あさぎり町立学校ギガスクール用端末の買い入れについてあさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 教育課長。

●教育課長(出田 茂君) それでは補足説明をいたします。買い入れ物件、タブレット端末はアイパッドOSです。内訳は児童生徒1,303台、教育教職員用116台でございます。買い入れ価格でございますが、1台あたり5万3,845円です。また契約の方法につきましては、9月11日に熊本県が一般競争入札により執行しており2社が応札しております。納期限といたしましては、契約日から令和3年3月31日といたしますが、今回ICT導入指定モデル校を優先して納品をお願いすることから、分割納入を認めたいと考えております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 町長。

●町長(尾鷹 一範君) すいません。買い入れ価格の訂正をさせていただきます。7,640万6,055円です。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議長(徳永 正道君) お諮りします。本定例日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。したがって条項、字句、数字その他の整理を議長に一任することに決定いたしました。

◎議長（徳永 正道君） 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和2年度あさぎり町議会第6回会議を閉会します。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。

午後0時02分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 2 年12月 8日

議 長 徳 永 正 道

署名議員 小見田 和 行

署名議員 溝 口 峰 男